

誌上相談室 Q&A

【テーマ】

青色申告特別控除、基礎控除額の改正による変更点



個人事業主が確定申告をするとき、「青色申告特別控除」を必ず耳にされるとお思います。一定の要件を満たすと事業所得の計算の際に最大65万円が控除されるこの制度が、令和2年申告分から改正されています。また、所得税額の計算をするときに総所得金額から差し引くことができる所得控除に「基礎控除」というものがあります。最大38万円が控除される制度ですが、こちらの制度も令和2年申告分から改正されています。

今回は、これらの控除の変更点について解説します。

Q 青色申告特別控除とは
どういう制度ですか？

A 青色申告は、一定の帳簿を備え付けて日々の取引を記載し、その記録にもとづいて確定申告をするという申告方法です。青色申告特別控除はその税制上の特典の1つで、令和元年までは10万円控除と65万円控除の2種類がありました。

Q 10万円控除と65万円控除の
要件の違いは何ですか？

A 共通した要件として次の2点が挙げられます。
・青色申告者であること
・不動産所得が事業所得があること
また、要件の違いは、次の通りです。

◆10万円控除の場合↓簡易帳簿で記帳
◆65万円控除の場合
↓①複式簿記で記帳

- ②貸借対照表と損益計算書を添付
- ③期限内申告

Q 令和2年から青色申告特別控除が
どのように変更されたのですか？

A 従来は、10万円控除と65万円控除の2種類でしたが、令和2年から**10万円控除、55万円控除、65万円控除の3種類**となりました。

また、65万円控除を受けるためには、先述した現行の要件に加えて、「**e-taxによる申告（電子申告）**」または「**電子帳簿保存**」を行うという要件が追加されました。

Q 基礎控除とはどういう制度ですか？

A 所得税額の計算をするときに、総所得金額などから差し引くことができる所

得控除の1つです。令和元年までの基礎控除の金額は38万円でした。

Q 令和2年から基礎控除が
どのように変更されたのですか？

A 基礎控除の金額が**38万円から48万円**に増加するとともに、納税者本人の合計所得金額に応じて控除額が通減することとなりました（図1参照）。

図1. 変更後(令和2年分申告以後)の基礎控除額一覧

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

Q 今回の変更による具体的な
実務への影響を教えてください

A 令和元年まで適用を受けていた青色申告特別控除の金額により異なります（図2参照）。

図2. 変更後(令和2年分申告以後)の控除額・要件

青色控除	控除額		要件 (記載方法・申告方法)
	基礎控除	合計	
65万円	48万円	113万円	改正前の65万円控除の要件 + e-taxによる電子申告 または 電子帳簿保存
55万円	48万円	103万円	改正前の65万円控除の要件
10万円	48万円	58万円	改正前の10万円控除の要件

①令和元年までの
青色申告特別控除が10万円の場合

記帳方法や青色決算書の作成方法に変更はありません。申告書提出が紙でもe-taxでも変わりません。基礎控除が48万円に増えたので、青色申告特別控除との合計の控除額が58万円となります。

②令和元年までの
青色申告特別控除が65万円の場合

記帳方法や青色決算書の作成方法に変更はありません。ただし、**申告書提出が紙かe-taxかで控除額が変わります**。また、電子帳簿保存を行うことでも変わります。

◆申告書が紙提出の場合

青色申告特別控除が55万円に減少します。一方、基礎控除が48万円に増え、合計の控除額が103万円となります。この金額は令和元年までと変わりません。

◆申告書がe-tax提出の場合

青色申告特別控除は引き続き65万円です。また、基礎控除が48万円に増え、合計の控除額が113万円となります。

◆電子帳簿保存を行う場合

申告書をe-tax提出する場合と同じです。

【回答】

当所窓口専門家

佐藤和仁税理士事務所（青葉区一番町）



税理士

佐藤 和仁氏